

東京都立図書館協議会 第24期第8回定例会議事録

平成22年12月15日（水）

都立中央図書館4階 多目的ホール

午前10時4分～午後0時5分

出席者名簿

委 員

(欠 席 者)

糸賀雅児委員	岡本 真委員	池山世津子委員
栗原卯田子委員	小林麻実委員	野末俊比古委員
齊藤一誠委員	田中久徳委員	米澤 誠委員
千野信浩委員	中島元彦委員	
持田浩志委員		

都立図書館幹部職員

中央図書館長 サービス部長
企画経営課長 総務課長 多摩図書館長
資料管理課長 情報サービス課長
地域教育支援部長 管理課社会教育施設係主任 管理課長

事務局

企画経営係長 企画経営担当係長 企画経営係主事

配布資料

東京都立図書館協議会第24期第8回定例会次第

座席表

平成21年度自己評価結果の都立図書館協議会委員の御意見とその取組み

デジタル時代の都立図書館像に関する提言の中間まとめ(案)について

第7回定例会議事録

第7回委員からの御意見

東京都立図書館協議会第24期第8回定例会

平成22年12月15日（水）

午前10時4分開会

【中島議長】 おはようございます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから第24期第8回東京都立図書館協議会を開会いたします。

では初めに、事務局から配布資料の確認と情報公開等について説明をお願いします。

【倉富企画経営課長】 都立中央図書館管理部企画経営課長の倉富と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、欠席委員のご連絡でございます。本日は業務の関係で野末委員、それから米澤委員がご欠席されておりますので、よろしくお願いいたします。また、池山委員、少しお休んでいる状況でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料一覧をごらんください。お配りしている資料につきましては、資料1から4、それから定例会の議事録、前회のご意見の要旨ということで、参考資料1と2をおつけしてございます。ご確認いただければと存じます。

それから、カラー刷りでマルチメディアDAISYというA4、1枚の資料をおつけしておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、資料につきまして、先日郵送等でお配りさせていただいておりますけれども、修正がございましたので、本日の資料をごらんいただきますようお願いいたします。

次に、この会の情報公開についてご説明申し上げます。当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は、委員のお名前を付して議事録を作成し、都立図書館のホームページ等により公開いたします。本日の傍聴者はゼロ名でございます。よろしくお願いいたします。

【中島議長】 それでは、早速議事に入りたいと思います。本日の議事は、デジタル時代の都立図書館像ということでございますが、その前に若干報告を含めて説明があるようでございますので、事務局からお願いします。

【倉富企画経営課長】 初めに、本日の流れにつきましてご説明させていただきたいと存じます。

まず最初に、平成21年度の自己評価結果のご意見に対する取り組み等についてご説明させていただきます。その後、資料4になりますが、デジタル時代の都立図書館像の中間まとめ（案）につきまして、説明の上、ご議論いただく流れになってございます。

また、中間まとめ（案）の説明終了後、11時ごろを予定してございますけれども、休憩時間を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料3をごらんください。A3判の資料でございます。平成21年度自己評価結果への都立図書館協議会委員のご意見とその取り組みについてご報告させていただきます。

まず、資料の説明に入る前に、現在の都立図書館の事業状況について触れさせていただいた上でご説明させていただきたいと存じます。

当館におきましては、都立図書館改革の具体的方策という都の計画に基づきまして、ワンストップサービスの実施など一連の改革をこれまで進めてきたところでございます。リニューアルオープンから2年経過いたしまして、その成果については定着化しつつあるという状況でございます。

このような状況を踏まえまして、今年度の業務につきましては、さらに次のステップに移行する時期ととらえ、近年の情報通信技術の進展に対応するための基盤づくりや、さらなる来館者の増加対策を進めるなど、新たな取り組みに着手しているという状況でございます。

具体的には、ネットワーク関連につきましては、来年12月にサービス向上のためにシステムの全面入れかえを予定しておりまして、現在、設計作業を全館体制で進めており、ホームページに関しても、よりわかりやすいものとなるように、来年の9月には、こちらも全面リニューアルを実施するというところで、並行して検討を進めているという状況でございます。

また、イベントに関しましても、今回、モニターになっていただいておりますけれども、電子書籍の関係ですとか、城や武将に関する企画展、JAXAの職員による宇宙に関する講演会のようなトピックな話題を取り上げて、来場者も非常に多い状況でございます。

これらに加えまして、各委員のご意見を踏まえた取り組みや、その他、快適な空間づくりのために、例えば照明の微妙な調整をして、利用者が新聞を見やすいようにしたり、掲示物の整理をしたりなど細かい工夫を重ねながら、利用環境の改善にも努めているところでございます。そういった取組が反映されているかどうかというところはわかりませんけ

れども、来館者も確実に増加をしてきているという状況でございます。

それでは、資料をごらんください。まず、1、評価の方法についてでございます。現在の図書館評価は、先ほどご説明させていただいた具体的方策の進捗状況の評価検証等を行う目的で、ワンストップサービスなど12の事業を選定いたしまして、2年間実施してきたところでございます。それにつきまして、全体としてはよいのだけれども、非常に総花的で、短期的なものになっていると。経営評価の観点から、中長期的な視点で評価を行うこと、事業の重点化を図る仕組みにすること、利用者の視点で評価を行うべきとのご意見がございました。

そういったご意見を踏まえまして、今回、協議会の提言をいただいた基本的な考え方を維持しつつ、評価制度の手法の一部改善を行ってまいりたいと考えてございます。

具体的には、評価事項の重点化ということでございます。これまでの12の事業については、前回ご提言いただいた内容がベースになってございますけれども、それを見直すときに、手法が具体的に定まっておられません。現在、評価結果が非常に定着化してきている状況を踏まえまして、今回、評価事項の重点化を図るため、都立図書館を取り巻く状況を多面的、総合的に分析して、新たに評価する事項を重点化して選定し、集中的に評価検証を行う仕組みにしたいと考えております。

また、その時々都立図書館の状況にあわせて、利用者のニーズや、図書館の課題を発掘して、それに対する取り組みについて、期間を決めて評価検証して、改善に着実につなげていくというプロセスに見直していきたいと考えております。

また、指標の精緻化につきましては、今回、重点化を図るだけではなくて、その重点化を図ったものについては、目的に沿って的確に評価できるように、より深く検証していくことにしたいと考えております。

実施時期につきましては、今年度についての自己評価につきましては、来年度の当初の協議会でご報告することになりますけれども、現在、データを取得している状況でございますので、スタートして3回になりますけれども、今回の評価事業については一たんそこで総まとめをさせていただいて、その翌年から新たなものとしてスタートさせていただきたいと考えてございます。

それでは、1枚おめくりください。2の事業別評価に関するご意見についてでございます。

まず、(1)につきましては、マスコミ露出度、タイムリーな展示内容、広報活動につい

でご意見をいただいております。こちらにつきましては、詳細は省かせていただきますが、マスコミへの小まめな情報提供、その時々展示、それからイベントの年間一覧表の作成などを行いながら対応させていただいているところでございます。

では、1枚おめくりください。次に、(2) レファレンスサービスの関係でございます。こちらにつきましては大きく2つございまして、レファレンスについては、満足度を見るだけではなく、積極的に満足度を上げる取り組みが必要であるというご意見と、都立図書館ならではの特色を打ち出したらどうかというご意見でございました。こちらにつきましては、イベント等の機会をとらえたPR、利用者のニーズに柔軟に対応すること、それから専門能力の向上等にも努めているところでございます。

次に、(3) につきましては、学校と図書館との連携についてのご意見でございました。こちらにつきましては、読書活動の推進計画に基づきまして、啓発資料の作成、配布、学校へ出張してお話し会を実施したり、講師の派遣研修を実施したりしております。

1枚さらにおめくりいただければと思います。(4) でございますけれども、こちらの東京マガジンバンクの関係につきましても、より深く検証したほうがよろしいのではないかとといったご意見でございます。こちらにつきましても、今回、評価制度を見直すことについてご了承いただけるということであれば、全体の中で重点化するものについて、あれば対応してまいりたいと考えております。

3のその他につきましては、記載方法に関してでございますので、こちらについては工夫してまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

【中島議長】 ただいま自己評価結果への本協議会の委員の意見とその取り組み状況について説明がございましたが、この件に関しまして何かご意見、ご質問があれば、どうぞ発言をお願いしたいと思います。

特に評価の方法がいろいろ出てきておりますけれども、何かありますでしょうか。

【糸賀副議長】 事前にも送っていただいて、ざっと見ていたので、これでいいのかなと思ったんで、今改めて説明を聞くと、評価のやり方を改善するという話と、個別の業務、例えばレファレンスならレファレンスでもいいですけれども、それをこういうふうに変えていくというのがごっちゃになっていると思うんですよ。基本的に、今、これは自己評価についての意見を協議会としてもらうという趣旨だと思うんですよね。そうすると、まずは評価のやり方、1番が評価の方法についてとなっているんですけれども、これは全体

的な評価のやり方について直しますとか、あるいは指標の精緻化というのも、基礎指標に移行したり、もっと目的に沿って評価できるようにやるんだという、全体的な方針はこれでいいと思うんです。

今度は各論に入ったときに、それぞれの評価のやり方について、こういうふうに変えていくという話になるのかと思ったら、例えば2、事業別評価の事業1、タイムリーな企画展は、これはこういうふうに企画展をやります、あるいはPRをやりますという話ですよ。典型的なのはレファレンスサービスの充実で、レファレンスサービスをこういうふうに充実させていきますという話で、レファレンスサービスの評価のやり方をこういうふうに変えていきますとか、レファレンスの指標の取り方をこういうふうに見直していきますというわけではないんですよ。そこが混在してないかと。

どっちも必要なんですよ。どっちも必要で、もちろんレファレンスの改善や学校教育活動への支援のやり方もこういうふうに工夫するというのは、それはそれでPDCAのアクションの部分だから必要なんですけれども、話としては、チェックの部分の見直しというのと、アクションの見直しが一緒になっちゃっているんじゃないかという気がするんですけれども、そこはどうなんですか。

【倉富企画経営課長】 評価手法に関するご意見については、評価制度の改善という形でないと非常に対応が難しい内容であったので、見直しをさせていただきましたが、その他の部分については、具体的な事業に関するご意見でございましたので、それに対する内容についてご回答させていただいたということでございます。

ご質問のありましたレファレンスをどう変えていくのかとか、そういったものについては、今度自己評価委員会を開催する中で、図書館を取り巻く状況など、全体的なものを見る中で、実はこういう課題があり、集中的に検証を行う必要があるということであれば、それについて評価を行っていきましょうと具体的に決めていくことになるかと思えます。

【糸賀副議長】 レファレンスに関しては、例えば課題解決だとかビジネス支援ということを行っていますよね。そうしたら、私は前から言っているように、都立が受けた質問、年間何万件となるんでしょうけれども、その全部とは言いませんが、主題の分類というのを見ないと、例えば従来は文学関係の問い合わせが多かったと。例えばこういう詩集がいつごろ出ているのかとか、こういう作家の昔の作品集が所蔵されているのかとか、そうじゃなくて、NDLCの分類で言うと、400番台、自然科学であるのかとか、500番台の技術だとか工学、あとは産業ですよ、600番台か。そういったところのテーマを扱う問

い合わせが増えてくるはずだと。それは、そういうふうにサービスのやり方やカウンター
の配置も変えたときに、そういった内容の問い合わせを受けてくるはずだから、そういう
方向に、確かにレファレンスの質問がシフトしてきているのかというのを検証していくの
は意味があると思うんですよ。

だから、全部やるとどうもすごい作業、時間がかかるということなので、私は例えば時
期を決めて、10月なら10月の1カ月に受けたものについて、そういう主題の分類をや
ってみて、それを経年変化で見えていくと、利用者から寄せられる質問の分野、あるいは問
い合わせの形、形式ですよ。つまり、従来は、こういう本を持っているかという所蔵の
問い合わせが多かったのが、それはOPACを公開していますから、単にこの本が都立に
あるかどうかは利用者、自分で調べられるんですよ。

そうではなくて、ほんとうに職員の手をかりないと調べられないような問い合わせがど
のぐらい増えているのか、そういうことで都立の方針がきちんと浸透して、サービスの実
態にあらわれているのかどうかという確認をしていったほうがいいだろうとは思ってい
ますよ。そういう話は評価のやり方の見直しなんです。

その一方で、ここに書いてあるように、レファレンスサービスの使い勝手のよさをアピ
ールするとか、これは確かにレファレンスサービスの充実の話なんです。評価をどうや
るかという話と、レファレンスサービスの充実というのは、それはまた話が別でしょうと。
特にここでやりたいのは、評価のやり方をどう見直すかということだと思ってい
ます。それが最終的にはこういうサービスの充実、改善、利用者の満足度の向上につな
がっていけばいいんだと思いますけれどもね。

もう少し個別の事業に関して、評価のやり方をどう変えていくのか。総論は1であって
いいと思っていんですよ。2以降の事業別のところは、各論の評価の仕方の見直しとい
うことをやっていかなくちゃいけないんじゃないかと思っていんですよ。それは、協
議会でもいろいろな委員の方から意見をもらうことは私は意味があると思ってい
ます。

【中島議長】 いいですか。ほかにご意見はありませんか。

今の件で、来年度の評価項目等を決めるという会合はもう1回あるんですよ、協
議会としては。

【倉富企画経営課長】 具体的な流れとしましては、今年度の評価については現
行の制度のままでスライドして、来年度の6月なりに評価結果について協議会に
ご報告をさせていただきますということになります。それから、来年度以降の
評価については、来年の4月か

らデータの取得をしないといけないので、そのタイミングのときに、どの事業について評価をするのかというのを決めなければいけません。そのため、来年の3月の段階で自己評価委員会を開催しまして、都立図書館としてどれを評価していくというのを決めまして、その内容について、次の図書館協議会のときに、この評価項目で基本的には進めてまいりますということをお話をさせていただく予定です。もし何かその場で、こういう視点が大事じゃないかというご意見がいただけるのであれば、そこも取り込む形で1年間、評価の検証を行っていきたいと考えております。

【中島議長】 今糸賀先生の言われた各個別の評価項目の見直しの具体例というのは、次回の協議会に出てくると理解していいんですか。そうじゃなくて……。

【倉富企画経営課長】 満足度調査の集計ですとか、評価の基準などを定めるときに、手間や時間がかかりますので、来年度に入ったときの1回目のときにお出しするような形になろうかと思えます。

【糸賀副議長】 確認のためにちょっと言っておきたいんですが、例えば、全体、そうなんですが、今の資料3の3ページのところに事業7として、子供の読書活動の推進と学校教育活動への支援とありますよね。これはもともと重点目標というか重点事業として上げているわけだから、それから今の時代、子供の読書活動の推進って社会的にも重要視されているのでいいと思うんですよね。

この見直す内容の最後のところに、例えば「今後は、さらに、読書活動に役立つ情報提供や図書館での調べ学習授業の受入れ、教員向け図書館見学会などを拡充の予定です」と。こういうふうに改善するわけですね。これが実際にどの程度達成されたかはどうやって評価するのかという話なんですよ。これに対応した指標が一方で提案されていないと、この進展状況、いつまでたっても把握できないんですよね。改善するという中身はいいと思うんですよ。それを評価というからには、きちんとモニタリングというか追跡をして、この実績が上がっているということを確認していかないと、絵にかいたもちに終わる可能性があるんですね。

そういう意味で、私は、こういう提案をする前に、そもそもどういう評価のやり方を子供の読書活動の推進、あるいは学校教育活動の支援でやるのかということがないと、単にこれは提案の文言として並んでいるだけであって、評価とうまく結びついていかないんじゃないかということを懸念するんですよ。そこがちゃんと対応していないといけないんじゃないか。その部分が抜け落ちているので、評価の話としてはいささか物足りないと思

いました。

【中島議長】 どうぞ。

【森口中央図書館長】 この意見は、前に出された意見については、正しく答えていないという部分がありましたので、そういう意味では、1と、評価の方法としては別だとお考えいただいたほうが良いと思います。これから具体的な絞り込みをして、どういう指標を使って、どういう評価方法が良いのかというのは、これからということで、あくまで方向性を確認いただきたいということです。

ですから、1枚目は今後の方向性で、2の事業別評価については、補足説明とお考えください。先に先というものは我々もわかってはいるのですが、ただ、どういった項目をほんとうにやっていいのかと。12項目ありますので、これが我々の中でもうまくつながっていないという部分がありまして、特に当館におきましては、いろいろな組織があつて、組織別の事業でとらえていた面がありますので、レファレンスの重要性というのももちろんどのくらいで評価していくのか、どのくらい改善していかなくちゃいけないというのがありますが、あっちもこっちもいろいろやるのではなく、さらに重点化していかないと、我々としてはいけないなど。次のステップに来ているのかなという気はしておりますので、手法については個別のものはまた別途相談させていただきたいと考えています。

【中島議長】 ほかに何かご意見はございますでしょうか。

【森口中央図書館長】 補足ですが、前回の協議会のときに進捗状況をということで漏れた部分がありましたので、冒頭に課長から、今年度、取り組んでいる内容について若干説明をさせていただいたということでございます。例えば読書活動推進については、日本YA作家クラブとの連携により新たに取組んだものもありますので、これは次のときに、本年度の評価の中に入れていきたいと考えています。

以上です。

【中島議長】 ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、自己評価の件につきましては、報告を聴取したということにしまして、次に、本日の協議テーマ、これについて入りたいと思います。提言の素案といいますか、まとめの方向性が出た案が出ておりますので、説明をお願いしたいと思います。

【倉富企画経営課長】 それでは、資料4をごらんください。この資料につきましては、先日送付したものと項目を順番の並べかえをいたしましたり、表現を追加させていただいております。また、本日ご欠席の野末委員からもご意見をいただいておりますので、今回

追加をさせていただきます。

この資料につきましては、先日開催いたしました作業部会でのアイデアをもとに、事務局でまとめたものでございます。本日、ご意見をちょうだいした後、作業部員の委員の皆様にご執筆いただき、3月の最後の協議会を開催するときに提言を行うという流れになります。ですので、今回が意見出しとしては最後ということになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、構成について簡単にご説明させていただきます。まず、1はじめにということで、インターネットの利用環境の変化や、書籍のデジタル化の急速な進展という社会状況を触れさせていただいた後、提言の視点を述べる形にしております。

その次に2ということで、デジタル時代における都立図書館の役割について、都立図書館にはどのような役割があるのか、その上で、先ほどご説明したような社会環境の変化の中で、場の提供など、どのようなサービスがそもそも求められているのかということについて記載してございます。

その後、3以下が具体的な内容でございます。3につきましては、デジタル情報資源を組み合わせたハイブリッド型サービス、図書館空間の効果的な活用、それから場としての基盤整備について記載をしております。

また、図書館のこういった基本的な機能だけではなくて、非常にインターネット環境が進展している中で、ネットワークを活用したサービスの充実により、情報の発信をしていくということを4に記載してございます。特色あるデジタルコンテンツの発信、インターネットリソースの有効活用のほか、区市町村への支援の充実についてもネットワークを活用していく必要があるだろうと考えております。また、これらの取り組みを行うためには、基盤づくりが必要ということで、PR活動の展開や人材の確保、育成について5に記載させていただきます。

また、最後に6のところ、野末委員からのご意見を踏まえて記載しておりますが、利用者の視点からの効果検証を行うことが必要ということに記載しております。

それでは、1枚目にお戻りください。内容につきまして、説明させていただきます。

まず、1はじめにのインターネットの利用環境の変化についてでございます。インターネットの普及とともに、最近、情報が多様化、拡大しております。インターネットの普及は、従来から言われているところでありまして、スマートフォンなどいろいろなものが出てきている中で、情報が非常に多種にわたるようになってきております。そうい

った中で、インターネットから情報を入手することというのは一般化していて、都立図書館で、レファレンスを求める場合についても、インターネットで調べたんですけどもという前提条件の上でいらっしゃる方もいらっしゃいます。

ただ、インターネットでは非常に手軽に情報を入手できるという一方で、膨大な情報の中には、信頼性を欠くものも混在しているということで、必要な情報を的確に探し出す困難さが増してきているのではないかと。特に、高齢化が進行する中で、デジタルデバイドが拡大し、情報を的確に入手できるかどうかという面で格差が出てくるのかなということがございます。

また、2つ目でございますけれども、ソーシャルメディアの利用が活発化しており、インターネットが情報の収集、発信だけではなくて、共有の手段としても活用され始めております。ユーチューブのように、それぞれが投稿したりして、動画を皆さんで共有するといったことがございます。

またそれにあわせて、民間でもそれを活用した形で様々な取り組みが進められております。このほかに、ブロードバンド環境の整備や、スマートフォンのような端末の普及、拡大によりまして、いろいろな端末を利用して、いつでもどこでもインターネットにアクセスできる時代になってきているということがございます。そういった中で、そういう利用環境に合わせた情報提供の工夫も必要になっております。

例えば、日経新聞の電子版ではスマートフォン対応がなされているなど、それぞれのニーズに合わせた提供方法が工夫されてきております。

さらに、大学におきましては、学術研究に関する情報資源の共有化の観点から、電子ジャーナルの利用が進んできていたり、アメリカではご案内のとおり、電子書籍が急速に拡大している状況でございます。

それから次に、書籍のデジタル化の急速な進展についてでございますが、先ほど米国の話をさせていただきましたけれども、我が国におきましても、今年は電子書籍元年と言われるように、書籍のデジタル化や、その利活用が急速に進展してきているということでございます。

民間におきましては、アマゾンのように電子書店においてロングテールビジネスが行われております。通常の書店だと並び切れないけれども、インターネットを利用して非常に多数の書籍をそろえて販売しております。それから、既存の書店でも、例えば紀伊国屋書店のように、ハイブリッド型の販売戦略をとり、紙と電子、両方とも一緒に販売していく

ことも行われております。また、青空文庫のようにインターネット上で著作権が切れたものを無料で閲覧できるサイトがあったり、ネットワーク上で書評の投稿、閲覧やソーシャルリーディングといった読書体験の共有も行われております。岡本委員のブックウェブ2.0のiPad版でも、ツイッターと連動させて、ソーシャルリーディングができるようになっております。

また、国におきましては、これまでご説明させていただいているところでございますけれども、国会図書館でインターネット資料の収集、提供に関する取り組みですとか、所蔵資料の大規模デジタル化が進められているところでございます。また、電子書籍の利活用に関しましては、今回、糸賀先生、田中委員もメンバーに入られておりますが、文化庁の関係の会議で、公立図書館における提供のあり方について今議論をされていると聞いてございます。これらの動向につきましては、今後の都立図書館の将来像にも大きな影響を与えてくるものでございます。

提言の視点については、こういったインターネットの利用の幅が非常に広がりを見せていると状況の中で、場としての公立図書館の役割が改めて問われる時代にもなってきているということでございます。

情報通信技術の加速的な進展や書籍のデジタル化に関して我が国における過渡期的な状況を踏まえまして、このような時代において、都立図書館がその役割を果たす観点から、都立図書館が新たに展開すべき、あるいは強化するサービスと、今後整理をすべき課題を示していくことを提言の視点としているところでございます。

提言に当たっては、これまでのとおり5年程度の期間を想定してということを考えておりますけれども、将来を見据えていくときに、5年だけでは書き切れない部分もございますので、現段階である程度見えているものについては、将来的にはということに記載させていただいているところでございます。

次に、2のデジタル時代における都立図書館の役割についてでございます。まず、都立図書館の運営方針では、情報通信技術が飛躍的に進展する21世紀にふさわしい広域的・総合的情報拠点として、首都東京の中核的公立図書館の役割を果たすとされております。そういった観点から、これまでも媒体にかかわらず、紙も電子もサービス提供に取り組んできたところでございます。

この首都東京の中核的公立図書館の役割については、情報を幅広く集積して、都民のニーズに合わせて的確な情報提供を行うという拠点としての役割。それから、社会教育施設

として生涯学習、読書活動の推進を担う教育的な役割もごございます。また、当館には江戸時代からの貴重な資料を多数所蔵しており、江戸・東京の歴史・文化を記録した資料を後世に継承するという文化的な役割や区市町村立図書館、都庁、学校を支援するという役割もごございます。

これまで紙の書籍等により提供されてきた情報が、デジタル化され、ネットワークでの利用も拡大してきておりますけれども、このような役割を果たすためには、さまざまな情報をハイブリッドに館の中で集約し、図書館に場所に来れば何でもわかるという、場の提供や、利用者が求めるさまざまな情報を的確に選択して提供するという司書による人的サービスが今後も不可欠ではないかということをご致します。

そういった観点から、今後もこれらを都立図書館の中核的なサービスと位置づけるということをご致します。ただ、このような時代の中では、こういった場の提供と人的サービスだけでいいのかということもご致します。そういった中で、都立図書館の利用者の概念をより広くとらえまして、これらでは十分に対応できない場合にも、ネットワークを活用してサービス提供を広げていくということが適当ではないかということでもとめさせていただきます。

次に、具体的な内容についてご説明させていただきます。3、館内サービスをはじめとした図書館の基本的なサービス体制の整備についてご致します。

まず、デジタル情報資源を組み合わせたハイブリッド型サービスについてご致します。こちらにつきましては、都立図書館には、豊富な蔵書や、大規模開架といった強みがございます。そういった強みを生かしながら、都民の調査研究活動の支援を行っており、今後も、これまで蓄積した豊富な紙媒体の所蔵資料や、今後増加していくことが見込まれる電子媒体の資料を組み合わせ、必要な情報を長期的かつ一体的に提供できる体制を構築する必要があると考えてご致します。

また、例えば古い貴重資料のような場合には、調査研究のニーズにあわせて、原本にも当たれる環境づくりを行うことが望ましいと考えてご致します。

そういう観点や、現在の電子書籍の状況等を勘案しますと、紙媒体の書籍の収集・提供を基本としつつ、電子媒体を効果的に組み合わせることが適当であるととめさせていただきます。

また、この電子媒体の中でいわゆる電子書籍につきましては、収蔵スペースの圧縮や高齢者・障害者の方のアクセシビリティの確保、それから検索性の向上の観点から有用であ

るということに加えて、遠隔的な閲覧利用によりまして、島嶼などの遠隔地への支援や、24時間365日のサービスも可能になるというメリットがございます。

その一方、現時点におきましては、複写や保存ができない。例えば都立図書館のケースですと、個人貸し出しを行っておりませんので、利用者は、そのかわりに限られた時間の中で、調査をして著作権法の範囲内で紙のコピーをとったり、パソコンやノートに書き写したりしております。電子書籍の場合には複写ができないこととなりますので、館内提供の場合には、そういったデメリットもでてくると思われま。

また、コンテンツも十分にそろっていないという課題もございます。そのため、電子書籍の収集に当たりましては、区市町村において電子書籍の収集に自治体間で差が出てくることも考慮して、紙媒体で刊行されていない公共性のある資料やウェブ上の都政資料に限るわけではございませんが、地域資料などについては、優先的に収集をすることが適当なのではないかということでございます。

その他の電子書籍については、利用者のニーズ、コンテンツ、コスト等を踏まえて検討すべきということでまとめさせていただいております。

また、電子書籍の提供に当たっては、メリットを生かして遠隔利用も検討すべきである、また、国、民間の動向を踏まえつつ、費用負担のあり方も検討すべきであるということでまとめさせていただいたところでございます。

なお、この費用負担のあり方については、本協議会の中で具体的に書き込みをしたほうがよろしいのではないかとご意見をいただいているところでございますけれども、現在、国でも検討が進められていると聞いてございますので、こちらについては、その動向を踏まえた形のほうがよろしいのかなと思います。

また、電子書籍に関しましては、現在、企画展の中でアンケートをとってございまして、1月末にアンケート結果がまとまる予定でございます。そのアンケート結果につきましては、作業部会の委員の皆様にお示しをした上で、作業部会でご検討させていただく形がよろしいかなと考えてございます。

続きまして、書籍の提供方法に関するデジタル技術の活用につきましては、アクセシビリティの確保から非常に重要だということでございます。

マルチメディアDAISYというカラー版の資料をごらんいただければと思いますが、DAISYというシステムがございまして、アクセシブルな情報システムと訳されておりますけれども、従来は視覚障害を有する方のために、録音テープにかわるものとして開発

されたものですが、都立図書館にもマルチメディアDAISY1台入ってございますけれども、マルチメディア化により印刷物で提供される図書では読むことが困難な人、例えば発達障害のある方などについても、こういった機器を活用することによって、読書機会を提供することができるということでございます。

具体的には、絵がついていたり、音声で朗読をしていくときに活字が反転していくということで、目に入りやすい、中身が理解しやすいといった特性がございます。こういったものの活用によりアクセシビリティの向上を図ることができるということでございます。

それでは、前の資料にお戻りいただければと思います。こういったデジタル技術の活用により、読書機会の提供を行うことができますが、都立図書館がみずから実施するだけでなく、区市町村立図書館や特別支援学校への支援の観点から、研修を実施するなどにより、連携しながらコンテンツの充実を図ることも可能ではないかと思っております。

なお、電子媒体につきましては、著作権処理に関して、資料の収集、提供、保存の取り扱いが異なっております。例えば現在デジタルアーカイブを行っている当館の資料については、著作権が切れているものを行っておりますけれども、電子書籍に関しては、著作権の関係から、複製制限やライセンス数が限定された上で、民間から利用権を購入するという形態になります。また、灰色文献のような特定の書籍について、電子媒体をいただきたいという場合については、個別に著作権者の承諾を得て、公衆送信して配信させていただきということについて、個別に調整をさせていただきということになります。

このように、収集、提供、保存の取扱いそれぞれ異なるということになりますので、都立図書館としての対応方針をきちっと定めた上でサービス提供を行っていくということがまず前提として必要なかなと考えてございます。

また、これらの資料の提供に当たりましては、やはり電子図書館という説明でよろしいのかどうかということもございますけれども、さまざまな電子媒体を、ばらばらに提供するのではなく、一体的に提供するように配慮をすることや、OPACについても、紙と電子を一元的に検索できる仕組みが適当ではないかと考えてございます。

また、図書館の空間の効果的な活用ということもございますけれども、図書館空間につきましては、都民の調査研究活動、学習活動を支える上で場の提供の意義は大きいと考えており、都立図書館につきましては、この場の提供をしながら、特色ある取り組みを進めてございます。そういった取り組みを今後も中核としてさらに充実をさせていくということでございます。

その際、国立国会図書館で大規模デジタル化が進められているということで、公立図書館にオンラインで館内提供についても検討されている状況でございます。調整でご苦労されているということについては聞いてございますけれども、そういったことが今後実現した場合については、館内での収蔵スペースについては、圧縮することが可能ではないかと考えております。国会図書館のデジタル資料を都立図書館の館内で見ることができれば、一部を遠隔地に移すということも可能だと思いますので、そういったことで、利用空間を広げて、大規模開架をさらに拡充して魅力を向上させたり、知的交流の場として、グループ利用のための閲覧環境を整備したり、重点的情報サービスをさらに発展させる形でビジネスライブラリーを設置したりというのも、アイデアとしていただいているところでございます。

ただ、こういった大規模デジタル化の動きにつきましては、国の動向を注視していく必要があるものと考えてございます。

それから、デジタル化が進んでいく中で、場としての基盤整備も必要になってまいりますので、紙と電子がともに快適に利用できる環境の整備を図るため、無線LAN環境、オンラインデータベースの充実のほか、音声とか映像が入っている資料の提供方法等についての検討や、ナビゲーション、情報リテラシーの支援といった人的支援も必要になってくるということでございます。

次に、4、ネットワークの関係でございます。こちらにつきましては、当館におきましては、さまざま貴重資料のデジタルアーカイブを行っております。江戸・東京の歴史・文化にかかわる都立図書館ならではの特色あるデジタルコンテンツを作成して、インターネット上で効果的に発信していくということが適当だろうということでございます。

そのためには、テーマ性を持たせるなど、付加価値をつけて提供するといった視点から、例えば教材にも活用できるようなコンテンツの工夫や、これまでの企画展の内容をデジタル化して、電子展示会のような形で提供することも効果的ではないかということでございます。また、美術館などとの連携というものも必要になってくるということでございます。

なお、デジタルアーカイブに当たりましては、メタデータといたしまして、検索するときのキーワードになりますけれども、そういったものを整備していったり、全文検索についても、国の動向を見据えつつ、メリットを引き出す形で整備していくことが適当だろうということでございます。

それから、インターネットリソースの有効活用ということでございます。こちらについ

ては、双方向性のあるソーシャルメディアの利用が進んでおり、都立図書館でもニーズの拾い上げや情報共有、それからコミュニケーションツールとしての活用を検討していく必要があるということでまとめさせていただいております。

そういった中で、画像・動画の共有サイト、ブログ、ツイッターのような民間サービスの利用についても検討していくことが必要だろうということでございます。

この場合につきましては、まだ民間においてもいろいろ試行錯誤しながら進めているというところがございますので、先進事例の研究を十分に行いながら、それぞれのツールに適した活用方法を検討した上で試行、検証を行っていくということが必要と考えてございます。

また、このほかですが、現在、システム改修の中で統合検索の整備を進めておりますが、こういったツールを活用してインターネット情報の収集の効率化を図る支援をしていくということや、スマートフォンをはじめとした端末の普及にあわせた配慮なども必要になってくるということがございます。

また、区市町村の支援の充実ということもございますけれども、こちらにつきましては、協力支援の柱の1つとして人材育成を非常に重視しているところがございますけれども、区市町村向けのウェブサイトの充実を図りまして、これまでも行っておりますけれども、引き続き研修情報の蓄積やノウハウの共有化を進める。それから、オンラインでの研修機会、例えば、eラーニング等を検討することによって、島嶼など遠隔地への支援なども充実させることができるのではないかと考えております。

また、デジタルアーカイブについても、国会図書館のご協力も必要になるかと思っておりますけれども、都立図書館のノウハウを区市町村立図書館にも提供していく。また、システムの関連についても、なるべく都民の目線で考えてみると、さまざまな資料については一元的な情報提供が非常に望ましいと考えております。

そういった中で、例えば、地域資料を都内公立図書館で何らかの形で共有化をすることも考えられると思っております。将来的には、経費面や自治体ごとでサービス内容が違うなど、なかなか難しいところがございますけれども、都内の図書館システムの一体的な提供ということも手法としては考えられるというご意見もいただいたところがございます。

次に、5、これらを支える基盤づくりでございますが、都立図書館については、その存在がなかなか十分に知られていないということがございます。待ちの姿勢ではなく、積極的に魅力を伝えていくため、イベント、ソーシャルメディアの活用や、レファレンスサー

ビスなどのセールスポイントを積極的に伝えていく手法の検討も必要とのご意見や、十分な分析を行ってニーズの掘り起こしをしていくというご意見をいただいております。

また、人材の確保や育成も重要な課題の1つでございます。育成面については、スペシャリストの育成や、計画的に司書の資質向上を図る観点から、OJTによる技術継承を図ることや、外部専門家を招いた研修、外部人材の活用をしていきながら、キャリア形成に資する取り組みを行っていく必要があるということでございます。

また、ICTの利活用についても、ネットワーク化が進む中で非常に重要であり、司書の専門能力の向上にも努めていく必要があるということでございます。

最後になりますが、こういったインターネットが発達してきたデジタル時代であればこそ、人と人の顔が見えないところでもございますので、利用者の視点に立って、利用者のニーズ、行動、思考などをしっかり分析、把握して、サービスの計画、実行、評価、改善について、PDCAサイクルを進めていくことが重要であり、提言内容を踏まえつつ、利用者に対して図書館が果たすべき役割を絶えず確認、確保していくことが必要であるということでもまとめさせていただいたところでございます。

説明については以上でございます。

【中島議長】 ありがとうございます。

今説明が終わりました。これからご意見をいただきたいと思いますが、ここで休憩に入りたいと思います。5分程度ということで、11時5分から再開したいと思いますので、よろしくどうぞお願いします。

(休 憩)

【中島議長】 それでは、会議を再開いたします。

ただいま説明いただきました中間まとめ(案)について、討議に入りたいと思います。どうぞ、ご質問、ご意見、発言をお願いします。

【岡本委員】 4番のネットワークを活用したサービスの充実のところで、インターネット・リソースの有効活用の項目ですね。画像・動画共有サイト等の箇所ですけれども、先進事例の研究とか言わずに始めるという意欲的なところが必要かなと思います。このままいけば、じきにどこかの図書館、必ず始めますし、2月ですか、国会図書館が昨年度設置したデジタルアーカイブ関係のラウンドテーブルなんかの活動もあるので、もう公共図書館がデジタルアーカイブを構築していくという流れ自体はかなり決まっていますから、その中で当然フリッカーなりユーチューブを使っていこうという図書館、当然出てく

るであろうと思いますので、試行・検証と書かれていますけれども、とにかく試行してみると。これはトライアルですと始めてしまうのがよいのではないかなと思います。

あと、やはり以前にも話題にしました岡崎市の問題ですとか、市区町村の図書館でできることとできないことがあるかなと思っていて、都立ぐらい比較的体制が整っているところが先行的に、ある意味、いけにえですけれども、率先して失敗を含めてやってみて、それを都下全域に対して示していくということがやはり今の都道府県立図書館の役割ではないかなと思いますので、慎重になる気持ちもわかるんですけども、全面的に私もサポートしますので、ぜひ率先してやるというところを強く押し出していただければと思います。

もう一つ、スマートフォンのところも触れていますけれども、就職活動の影響が今学生にすさまじい勢いでスマートフォンが広がっている現状がありますので、逆にこの辺力を入れると、若年層の取り込みに大きくつながっていくということは考えられるかと思えます。多分、その辺は糸賀先生とか大学の方のほうがお詳しいと思うんですけども、今学生はとにかく就職戦線、厳しいですので、セミナーの予約をするためにはスマートフォンを持ってないとかち抜けないという状況になってきたので、スマートフォン利用者が若年層で一気に広まっているんですね。

そういうところで、都立のほうも就職支援等々、せっかく力を入れていますので、若い人に対して適切なデバイス、アクセス経路を保証していくということが、普通に情報へのアクセス保証という観点から見ても適切なことだと思いますので、この辺、力を入れていくということは重要ではないかなと思います。

この際、コストがかかりますので、ある種の取捨選択が必要で、例えば携帯電話のデバイスに対してきちんと対応していこうと思えますと、NTTドコモとソフトバンクとKDDIという3社に対応するというので非常にコストがかさむという問題がございます。そういうところよりも、スマートフォンに対して力を入れていくんだという姿勢を強く見せてしまってもいいのではないかなということも、こちらに書かれていることを拝見して思いました。

とりあえず、今のところは、以上、その2点です。

【中島議長】 どうぞ。

【糸賀副議長】 この今日の資料4は、基本的には作業部会で出てきた意見を踏まえているので、ある意味では一緒にやったわけなので、それは今後、作業部会の中には岡本さ

んの意見、ぜひ強く反映させていきたいと思います。

それで、1つは、今言われたように、率先して都立やれと、それはそのとおりだと思うんですが、そうすると、例のモニターを募って電子書籍の利用、それこそ利用実験とっていいんですか、やっていますよね。あれの大体のスケジュールなり、その結果というのが今度の報告に反映できるんですか、タイムスケジュールとして。

【倉富企画経営課長】 1月の下旬に、調査結果の分析が上がってくる形になりますので、作業部会をそのタイミングのときに開催しようと思っています。その結果を踏まえて、書き込みをお願いしたいと思っています。まだイベント開催中で、まだ集計ができるような状況でないものですから。

【糸賀副議長】 モニターの方はどれぐらい応募していただけたんですか、人数として。

【倉富企画経営課長】 モニターは1,000名です。

【坂本資料管理課長】 アンケートは1月の末になりますので、末ですので、末以降ということになります。

【糸賀副議長】 なるべく1,000人、全員がアンケートに答えてくれるとは限らないでしょうけれども、それぐらい、数百人の規模で実際に使った方の意見が出てくるのであれば、それはぜひこれに反映させていきたいと思います。

それからもう1点、今岡本さんが言われたスマートフォンの普及がすさまじいと。それは、ちょうどたまたま昨日、私どもの研究室で、実は7年連続で、電車の中でどういうメディアを使っているかの調査というのをずっとやってきたんですよ。これは、まず、調査する時期を一定にさせる。毎年10月中旬から11月中旬の1カ月。それから、観察する電車の路線を全部固定しました。7年間、全然変わってないんです。JR山手線とJR中央線、地下鉄丸ノ内線と、私鉄では東急東横線。東急東横線は、実は日吉キャンパスが慶應にあるものだから、学生はそこを使うことが多いので、そこを使っている。これを7年やって、ついに今年、2010年、今まで1位をずっと続けていた項目が変わっちゃったんですね。第1位はとうとう携帯情報機器の利用というのが、昨日の報告で22%か23%。これが第1位になったんですね。それまでずっと6年間1位は何だったかという、何もしないというのが第1位だった。つまり、電車の中で何もしてなかった人の割合が下がって、携帯機器を使うという人がとうとう1位になったんですね。

特にこの2010年、それは学生も言っていましたけれども、デジタルデバイス自体の多様化というのと同時に、コンテンツがものすごく充実してきたと。以前のようなレベル

とは違うので、これを使う人が急速に増えたんじゃないかということなんです。だから、それを確かに今後都立図書館としても意識していく必要があるだろうと思います。

ただ、そのときに、今日の間まとめの中で、私、作業部会で随分言ったつもりなんだけれども、あまり出てきてないのは、やっぱり都立図書館がやるのは、どこかで公共性が担保されてないといけないと思うんです。つまり、民間の情報提供機関がいろいろなコンテンツを流通させるといいますよ。それはそれでいいんですが、一方で、税金を使ってやる以上、どこかで私は公共性なり公益性が認められるところ、逆に言えば、民間ではできないところ。だから、さっきの障害を持った方々へのサービスなんていうのはまさしくそうだと思うんですね。

公共空間であって、公共圏でできるような情報空間を演出していかなきゃいけないと思うんですね。そのときに、今言われた、一方で、こういうデジタル機器を使いこなす人たちと、なかなか使いこなさない、必要な情報に十分アクセスできない人たちがいるんですね。私は、都立図書館としては、どうしても情報弱者のほうへの配慮ということをしざるを得ないんだろうと思います。一方で、いろいろな情報機器やデバイスを使いこなす人たちもいて、そういう人たちに図書館がいろいろとコンテンツを発信していくと、うまく使ってくれる。その一方で、どんなにこっちが働きかけてもうまく使ってもらえないというか、なかなか届かない、そういう人たちもいるんだと思うんですね。そこへの配慮というのは、どうしても、公益性を担保する意味ではやっていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですね。そのバランスというのはすごく大事だと思います。

情報弱者だけを考えていて、新しい仕組みがうまく使える人たちからすると、何で図書館、こういうこともやってくれないんだと。さっきのソーシャルリーディングなんかもそうですけれども、そういう不満は一方で確かにあるかと思います。でも、そういう人たちへのサービスと同時に、うまく使いこなさない人たちへの配慮というんですか、そういうことも必要になってくるんだと思います。

それから、もう1点、私からは、むしろ、今日、田中委員がいらしているので、国会図書館の大規模デジタル化という言葉が何回か出てくるんですね。それはそれでいいですよ。もう一方で、私、例の電子納本ですよ。電子書籍が今後国会に納本されるわけですよ。その納本されたものについて、国内の都立図書館をはじめとしたいろいろな公共図書館や大学図書館がどう活用していくのかという。納本制度審議会の答申にもそれが出てきているわけなので、それをうまく活用する方法は考えていかなきゃいけないんだと思

います。既にデジタル化されたもので納本されてくるわけですからね。その国会図書館の電子納本への対応と、それをどうやって国民に広く使ってもらうわけですね。

納本というのは、東京の本館にしかなくて、なかなか使えなかったものが電子納本という形になれば、国内のどこに住んでいても、あるいはいつでもアクセスできるようになるわけだから、それをうまく都立図書館としても活用するということは考えていったほうがいいと思いますね。ぜひそれも文言も、今後は作業部会の報告の中に入れていくべきだと思います。

以上です。

【中島議長】 どうぞ。

【千野委員】 私、この資料は所見の立場として言いますと、デジタル時代の都立図書館像が結局どうよというのを読み込んで読み込んで、何となく自分の中につくる作業がこの資料の場合、必要なわけですね。デジタル時代の都立図書館はこうなりますという短い言葉、それは例えば3つの言葉とか何でもいいんですけども、そういうふうにしなないと、この協議会の委員の方々の中でも、多分違うデジタル時代の図書館像を結んでいる可能性があるのではないかなということをし少し危惧します。こうありまして、いきなり各論が出てくるんですね。その間のロードマップというか、そういうのが必要ではないかと感じました。

もう一つは、そういうことを書くのかどうか、私の中でも判断つかんのですけれども、デジタル時代に何かし始めるわけですよ。ということは、何か要らないものはあるんじゃないかと思うんですけども、デジタル時代、図書館はこれはやりませんという勇気もあっていいんじゃないかなと思います。

例えばOPACの登場によって、蔵書案内、要らないわけですよ。要らないと書く必要があるのかどうか別だけれども、例えば今まで大きな図書館像、図書館というのはこういうことですよというコンセンサスがある中で、デジタル時代、これ、要らなくなったんですよ、そのかわりこれをやりますというふうに、これ、要らないですよということによって、新しい図書館像のフォーカスを結びやすくなるんじゃないかなと感じました。

岡本さんがちょっとおっしゃった先行して失敗してほしいということ、まさしく私は同感するところでありまして、とにかくフロントランナーとして失敗を積み重ねるということをおそれてほしくないというのは、この提言とはちょっと離れますけれども、感想とし

ではそういう感じを持ちました。

とりあえず、以上です。

【中島議長】 どうぞ。

【齊藤委員】 私、これ、大変目配りのゆきとどいたといいますか、バランスのとれたご提案だと拝見いたしました。デジタル時代の図書館像というのは、ほぼこういった輪郭の中にあるんだろうなという気がいたしましたし、その意味で、可能性がたくさんあると思います。今ご意見が出ていましたように、一つ一つの項目に対して、まだエッジが立っていないといいますか、焦点がきちんと定まっていないところもあるように思いますが、そういったところは表現する仕方を工夫しながら、実行されようとしていることの本質を鮮明にしてゆけば、都立図書館の非常に新しい姿として見えてくるのではないかと思います。

その際に、まずとにかくやってみようということは、ご発言のとおりだと思うんですけども、そのための助走として、ホームページのリニューアルが来年の9月とおっしゃっていましたが、そういったところで実験的に、仮想的に、それぞれの項目をホームページ上でやってみるということも一法かと思います。予算もあまりかかりませんし、実際やってみて、若干ぐあいが悪いときには、すぐそこをつくりかえるということで、本格的なサービスを開始する前の実験ができるのではないかと思いますので、ホームページのリニューアルのときに、今目指しておられる、これから目指そうとしている図書館像をエッジを立てて仮想的につくってみるという心構えが必要ではないかと思います。

【中島議長】 ほかにございませんか。

【千野委員】 あと、糸賀先生が先ほどデジタルデバイドの話をおっしゃっていましたが、実は最近、意図的にFacebookを一生懸命使おうとし始めているんですけども、それを使ってよくわかった。40代半ばを境にして、Facebookのユーザーの像がまるで違うんですね。つまり、40代半ばを超えた途端に、こういう表現は正しいかどうかかわからない。デジタルデバイドの向こう側にいるわけですね。これは、それこそデジタルネイティブの世代とそうじゃない世代というのが、まるで情報に対する感覚が違うわけで、40代半ば以上の人たちに新しい時代の対応をどうしたらいいのか、だれが教えるんだろうといったときに、実はだれも教えてくれないんですね。そういった人に対する図書館のサービスというものはあるのかなのか。これは、私、結論はないです。ないけれども、図書館ってそういうことをやってもいいんじゃないかなというのが1つのアイデア。

もう一つのアイデアとして、この資料の中にいろいろ都政資料のどうのこうのってあるんですけども、もう少し踏み込んで、電子書籍なんかつくるの、金かからないんだから、図書館は電子書籍ががんがん出すんだよという、そういう物の言い方というか、そういう方向性として、例えば資料の収集や発信という表現の仕方、あるいは方向性の持ち方というものもあり得るんじゃないかなと思う。これも議論が必要な話だとは思いますが、ある種の少し踏み込んだ形での図書館のあり方の1つデジタル時代の道筋というものの表現があるんじゃないかとこれを見てて思いました。

以上です。

【中島議長】 どうぞ。

【持田委員】 前回欠席しておりまして、私は早川委員から引き継いでまだこの会、きちっと出席できなくて若干場違いかもしれませんが、1点、感想をお話しさせていただきますと、この中間まとめの内容については、大変ご苦労さまでしたということでございますが、特に私の立場ですと、一般の人の図書館活用と関係機関との利用、活用ということを行いますと、2番のデジタル時代における都立図書館の役割の中の学校という視点でお話をさせていただきますと、学校もデジタル化が進んでおりまして、進んでおるといってか、進めなくてはいけない状況ですが、あまり進んでないんですけども、まず学校の経営なり運営の中で、今までは人、もの、金をどう動かすかということが大きな柱だったんですが、こういった時代ですので、人、もの、金というのは、スタッフやスペースや予算、それプラス、システムと情報等のタイム管理、進行管理といいたまいますか、時間の管理、この6つがうまく機能していかないと学校の経営がうまくいかないわけなんです。

そういった中で、デジタル化、図書館との関係のデジタル化という意味で言えば、学習活動や教育活動に直接はあらわれてこない、表面ではあらわれてこない、それを支える1つの流れがこのデジタル化だと思うんです。

例えば、今、教科書もデジタル教科書という話になっています。ただ、これはまだ入り口で、今後どうなっていくかわかりませんが、現実的には、例えば電子黒板というのが学校に入っているんですね。1台何十万円って相当高いので、学校に1台とか2台しかないんですけども、例えば本市の場合は、研究指定を受けて、各学級に入って、使っているところはものすごく使っているんですよ。使っていないところは、こちらの先生のお話じゃないですけども、全く使っていないんですね。

そういった中で、都立図書館との関係から言えば、これはインターネットを活用すれば、

都立図書館にあるいろいろな情報を教室でそのまま使うようになってくる。これは、そうすると、教師なり学校なりの動きが、今までの動線が変わってくるわけですね。そういったことで、これからの学校教育を大きく変えていく1つだと思うんです。

サービスの根源は、やはり図書館は情報提供ということですので、電子化が進めば学校も変わってくる。つまり、一般の人とのかかわりだけではなくて、公的機関に対する先駆けといいますか、公的機関に対するかかわりの中で、都立図書館の役割というんですか、そういったものが極めて重要になってくるのではないかなと思ひまして、この案そのものについては、大変盛りだくさんでご苦労さまですと言う以外にないんですけれども、そんな感想を持ちました。

【中島議長】 どうぞ。

【小林委員】 私もこれを、拝見して、作業部会の方は、大変だったなということ、そして非常に盛りだくさんだなという感じが、まずしました。

やはりこういうのは、ここで触れているということ自体がきっと大事なんだとは思いますが、さっきも千野さんがおっしゃったように、総花的というか、結局何が言いたいのかなというのがわからなくて探してしまうんですね。それで見てみると、結局、新しいということは2つぐらいしかないような気がします。

そのうちの1つは、「場としての図書館」というのを非常に強調しているということ。

もう一つは、さっき糸賀先生がおっしゃったように、デジタルといっても、公共性のある資料とか都政資料とか、そういうものを優先するということが大事ですよということ。結局はこの2つに尽きるんじゃないかと思うんですね。

ですから、多くの問題に触れていることも大事なんですけども、何がポイントかと聞かれたらすぐわかるように、一例え私にはこの2つに見えるんですけども、「言いたいことはこの2つです。なぜかという、理由はこういうふうなことを今までやってきたからですし、今後、こういうことをやるために必要なのはこのことです」みたいなシンプルな形にしたほうがいいと思います。今後発表するに当たっても、記者の方たちとかが使いやすいでしょうし。

結局、「都立図書館は、何をやりたいんだ？、デジタル化についてどう考えているんだ？」って聞かれたときに、すぐわかるように皆さんで統一できるような形にもう少しきちんと整理できる話なんじゃないかなと思ひました。

そしてこの2つのポイントについていえば、1つめ、最初のほうの「場としての図書館」

というのは、私としては、自分が実践して人に広めてきた、コンセプトをつくったという自負があるので特に思うんですけども、「場としての図書館」っていう言葉をあまり軽々しく使ってほしくないなという感じがあるんですね。というのは、ここで3つぐらいは全然違う意味で使っていると思うんです。

例えば図書館という箱、建物があるとか、紙のものがある。物理的なものですね。これはこれで大事にしましょうということで使っているのがまず1つ目ですね。

それから、こういう「紙のものとか、物理的にさわれるものと、そうじゃないデジタルの目に見えないようなものを一緒に使っていく場」としていきましょう、というのが2つ目の使い方ですよ。

それから、そういうこと関係なく、「知的交流の場」とかという使い方もしているみたいでこれが3つ目です。

ですから、「場としての図書館」というときに、「場」というのがどういう使い方をしていいのか。むしろ、簡単に使わないで、そのときに、例えば物理的なものを大事にしましょうねといったほうがみんなは間違いなくわかるんじゃないかという気がすごくします。

そういうふうにもう少し言葉というか、思っていることとこのをきちんと分けていくことが全般的に次の作業部会で委員の方々が、大変なんですけれども、なさるのではないかなという気がします。

それとあと、つけ加えていけば、前に何かのときにお話ししたと思うんですけども、ソーシャルリーディングをレファレンスに使えないかみたいなことは都立図書館として非常にできることだと思います。情報弱者の人たちにとっても、強者という人たちにとっても、両方とも自分だけではできないことで、都立のような図書館でないと、岡本さんがおっしゃったように、普通の図書館よりは恵まれている立場にある都立こそができることだし、それがほんとうに弱い人を助けることにもなっていくんじゃないかなと思うので、そういう視点というのはぜひ入れていただきたい。どうせ現状のようにいろいろ入れるんだったら、入れてあってもいいんじゃないかなという気がしました。

【中島議長】 どうぞ。

【田中委員】 作業部会で私の意見を出ささせていただき、あまりまとまっていないことを申し上げのにもかかわらず、きれいに全体、まとめていただいているのかなという感想を持ちます。

ただ、デジタルとか電子というのは、民間のサービスで動きが早いですし、そういうと

ころで、ある程度、射程範囲というか賞味期限があるような内容にまとめていくというのは、本質的な部分と現象的なものを見極めたとしても、先がなかなか読みにくいところで、難しい部分はあるのかなという感想を持ちます。

それから、国会図書館の大規模デジタル化等、言及をさせていただいているところもあるんですが、一方で同じところの議論を堂々めぐりしていて、利活用のところの枠組みというのは簡単には見えてこないというところもあるので、国会図書館、都道府県立の図書館、市区町村立図書館、それぞれ電子の時代で、どのような形のサービスを目指していくのがいいのかというところが、いま1つ、資源の共有というところからしても、なかなかストーリーというか道筋が見えてこないもどかしいところもあるのかなという感じは持ちます。

各論的に書いても難しいところもあるのかなと思うんですけども、公共性、公共的な、あるいは格差の是正みたいなものを含めて、民間ではできないところ、本質的に公共サービスとして目指すべきところに力を入れていくというのは1つの基軸としてそれは大事なところだとは思っています。一方で、図書館自体が、繰り返し同じことを申し上げて恐縮ですが、図書館自体が社会に役に立つということをどのようにアピールできるかというところが今一番厳しい時代なんじゃないかなというところの感想は一貫してずっと持ち続けておりまして、そういう意味では、国会図書館とこちらの図書館との間でも、ある意味、競争関係や競合関係もあるわけで、そこは工夫して、社会に役に立つ、社会に求めているものを競争して提供していくというところで、民間と同じようにはいかないですけども、競い合ってやっていかなきゃ困ると思います。蔵書のコアとか人的な資源とか立地とか、いろいろなことを生かして、最大限、どういうサービスができるのか、あるいは今後どういう方向に進めていくかということは、民間並みとはいかなくても、厳しく考えていかないといけないんだろうなと、私自身の反省も含めてなんですけど、思いました。

国会図書館のN D Lサーチではスマートフォンでの検索を始めました。グーグルの 안드로이드と i P h o n e用のインターフェースもつくっています。このあたりは日進月歩で、どんどんスピードは求められています。

それから、ビジネスライブラリーのというぐらいの言及ですけども、電子情報、デジタルの時代のビジネスライブラリーというのは、もう少し力を入れてもいいのかなと思います。

例えば、国会図書館では、科学技術振興機構さんともう一段の、連携強化ができないか話し合いをしているんですけども、科学情報というのは学術情報としてもあるんですけど、

産業情報とか技術情報というところで、一般の単行書と特許情報とか、もっとリンクさせていくと、社会のニーズもありますし、いろいろな可能性もあるというところで、データベースサービスとしてもっと強化していけないかなということも相談しているところです。もっとビジネス支援として、産業政策という観点で、技術情報支援みたいなものも中核に打ち出してもいいんじゃないか、役に立つということをどうやってアピールできるかという、その観点は一貫して追及すべきという感想です。

【中島議長】 いかがでしょうか。ほかにございませつか。どうぞ。

【千野委員】 たびたび申しわけございませつか。

5番目のところの人材の確保・育成にかかわることなんですけれども、デジタル時代の1つの利点としては、先ほど場の話が出ましたけれども、場とか図書館に対する参加の垣根、つまり時間と空間を超えることが可能になるわけですね。例えば岡本さんがおっしゃったように、ユーチューブとかツイッターとか、こういったものをどんどん使っていきましょう。こういったのというのは、これを少し違う視点で考えると、高度な専門家の力を気軽にかりることができるようになるというのがデジタルの利点のポイントだと思うんですね。

そうした場合に、図書館側の人間ってだれなんだといったところが、今までは都からお給料をもらっているからということになったんですけれども、そこにグレーゾーンをつくるのが非常に簡単にできるようになると思うんですね。それは、小林さんのところの図書館がまるで実践されているようなことに1つヒントがあると思うんですけれども、グレーゾーン、最近、世の中でプロボノというらしいんですけれども、高度なプロフェッショナルをボランティアとしてこき使うという意味なんですけれども、こういったプロボノ的なものをつくるというのも、こういう提言の中にフレームワークとして置いておけば、将来、そういったアイデアというものを生かしやすくなると思うので、ここの確保・育成のところは、あくまでも東京都からお給料をもらっている雇用関係のある人をどうするかというところにとどまっておりますけれども、そこにプラスしたもう一つのフレームワークを入れておくことは、将来のためには重要ではないかと考えた次第です。

以上です。

【中島議長】 どうぞ。

【栗原委員】 先ほど持田さんでしょうか、お話しになった学校教育で、今都立学校ではICT機器というのが全教室に入っていて、電子黒板になっております。そして、

コンピューターを全部入れられますので、先ほどお話にありましたような学校教育を変え
るという中で、電子書籍とかデジタル化というのは、学校の教育内容を変えていく上で、
非常に期待をしているところです。

そんな中で、本校のように古い学校で、ふっと気がついたのが、非常に多くの古い教材、
あるいは和紙で書かれた教本のようなものが最近出てきまして、校内でデジタル化とい
うのを今検討して、自分たちの手でやってみようとしています。まだ、デジタル化するこ
ろまでしかできてないんですが、それをどういうふうに普及しようかとか、公表してい
くかということとずっと考えている折に、今までお休みをして、今日ここへ出させてい
ただいて考えたんですけれども、やはりだれでもかれでもというのではなく、関心の高い連
携する場所に情報を提供していくということをしていかないと、普及というのも難しいの
かなと思ったりしました。

ただ、その中で、先ほど岡本委員がおっしゃった「失敗」という言葉が非常にひっかか
っております。私の学校のような小さなところで公開しようとしただけでも、実はそう簡
単ではないんです。広めるといっても、電子媒体であると、いろいろなところへ行っちゃ
ったりして気を使うことがいっぱい出てきますので、それは実は公共性に関係してくるん
だと思うんですね。都民であるからこそ、都の財産を出すべきだと思いますけれども、そ
こで傷つく人があったり、混乱があったりしてはいけないということも考えるので、先ほ
ど「思い切って失敗したほうがいいんだ」というところでは、こういうスケールの大きな
ところですので、果たしてどんな失敗を想定されていて、どんなふうに対応されるのか、
そういうあたりもお聞きしたいなど。ちょっとお話がそれてしまいましたけれども、思い
ました。

もとへ戻りますと、ICTという機器を活用するという点では、都立の図書館と学校と
の連携というのがもっともっと広がっていくだろうと思っております。

以上です。

【中島議長】 ありがとうございます。

どうぞ、何かありませんか。

【岡本委員】 今のところを少しフォローしますと、多分失敗しません。要するに、ウ
ェブ上で何かやった場合、それを関西風に言えば、いじって楽しいと思えるのは、相手が
民間企業であったり、ある種パワーがあるところに対してそれをやることは楽しいわけ
ですけれども、公共機関をいじってそれほど楽しいというのは考えにくいので、都庁本庁で

あれば別だと思えますけれども、都立図書館に対して、まず1つは、外部から悪意を持った攻撃的な行為がなされるかということに関しては疑問ですね。実際、アメリカ等ではそういう事例は起きていないです。公共性が高いものに対して、それを少々茶化したところで、だれも反応してくれないので、やるモチベーションが起きないということは非常にわかる話だなと思っています。

それ以外に考えられる点として、プライバシー、難しいですけれども、個人情報保護法に言うところのプライバシーと一般的なプライバシーの観念というのはかなりずれていますので、何でもかんでも個人情報保護という言葉をかぶせてしまって、何もかもNGにしてしまうというのは、逆に公共的な機関の振る舞いとしてはよろしくないことかなとは思っています。明確に法に違反する行為と、法には違反しない行為とはやはり区別するべきであろうと。

例えば歴史的な写真、資料であれば、それを公開することが直接的に即プライバシーに対する侵害であるかということは、かなり判断を慎重に要するところであって、それを言ってしまうと、既に国会図書館がやっている近代日本の肖像でしたが、そういう歴史的にまあまあ著名人とされる人、正直言ってだれも知らない人もその中には入っているわけですけれども、そういう人たちの肖像写真を公開することすら、実は問題かもしれないというところで、その辺の線の引き方はかなり難しいかなと思います。

ただ、それがウェブ上で出していったときに、どういう効果をもたらすかというのは、逆に言うと、やってみないと正直わからない。それはやってみない限り、経験値を積めないということじゃないかと思っています。

ただ、もちろんおっしゃるように、デジタル情報の場合、一度コピーされてしまえば無制限にコピーされ続けるというリスクは確かにあります。リスクはありますけれども、それをただ突き詰めていってしまうと、そのリスクがデジタル情報である限り、おそらく100年たっても1000年たっても変わらないので、それはもはや何がしかの割り切りが必要であろう。ただ、割り切りという言葉は悪いですけれども、一貫したポリシー、これはある種の公共材であって、広く市民に対して公開すべきであると。それを都立図書館や図書館の理念に沿って思うということであれば、少々の問題が起きても動じないでしょうし、一番この手での問題になるのは、理念も信念もなく始めて、批判されると安易に謝ってしまったりして泥沼にはまるということですので、そういう意味では今回の中間まとめで、まさに都立図書館像ですから、これから都立図書館像、こうなっていくんだという

ビジョンを明確に打ち立てていれば、大概の問題はクリアできるのではないかなという気はいたします。

【糸賀副議長】 いろいろな意見がありまして、今後、作業部会を進めていく立場としては大変参考になりました。ありがとうございます。

それで、幾つか委員の皆さんに確認というか聞いておきたいことが、順不同になりますが、特に学校関係のことですね。今持田委員や栗原委員からも出ましたけれども、電子書籍は読書に耐え得るのかどうかというのはどうなんですか。

これからの図書館改革のときにも私は常々言うんですが、キーワードは単純に2つしかなくて、情報と読書なんです。それで、今年は国民読書年ということもありますし、読書の見直しということが随分されてきている。また、つい最近ですか、例のOECDのPIISAの調査で、日本の生徒の読解力が一時随分低かったのが、また上がってきたと。それは、私はやっぱり朝の読書なんていうのは全国に行き渡っていますから、そういうものの成果というのは間違いなくあると思うんですよ。ただ、新聞の見出しが読解力回復と書いてあったけれども、回復したのは今の何年生かの子供であって、この間に卒業しちゃった子供たちは一体どうなるのだろうか。そこは依然として私は心配なんですけれどもね。

電子書籍が今後普及していったときに、私も時々使いますが、特に子供の読書というものがああいう形にほんとうに変わっていくのかどうか。つい先週も金沢に行って、あそこに金沢市が新しいこども図書館ってつくっているんですね。ちょうど市長がかわった最初の日だったんですけども、前の市長の肝いりでこども図書館をつくった。これは大変すぐれた施設ですね。子供を主として対象にした施設で、絵本もあるし、外国の本なんかものかなりのものがそろっているんですね。そこに電子絵本があるわけですよ。電子絵本って、私はあれを使ってみても、これは普通の絵本とは同じようなものとは言えないと。これはほんとうに絵本で親子が並んで、その絵本を見ることのほうが子供の創造力は育つんじゃないかとは感じたんですね。

それは私が古い立場の人間からかもしれませんが、電子書籍というものを学校で、さっき電子黒板の話もありましたけれども、ああいうものの利用が普及していくに伴って、読書の形態も変わっていくのかどうか。そのことは結局、都立図書館のことを考えたときには、私は前から言っているように、大規模開架の魅力って捨てがたいところがあるんですよ。これだけの本がずっと背表紙を見せて並んでいるという、その中に、こんな本も出ていたのかとか、こんな出版物もあるのかという出会いというのはやっぱりあると思うんで

すね。それが電子書籍の、それこそ小林さんがさっき言った場というか、空間の中で、ほんとうにそういう出会いがあるのかどうかは、正直言ってやや疑問なところがあります。大規模開架というのはほんとうに捨てがたい。

つい最近も、千野委員は23区の中央図書館、全部いらしたとあって、私も最近ですと渋谷区の中央図書館、北区の中央図書館、葛飾の金町の駅のすぐ前にできた図書館、これもちょっと古いですが、東京の目黒の八雲中央図書館、ああいうところへ行くと、夜なんかすごく大勢の人が使っていますよね。あれだけの本が開架に並んでいて、閲覧するスペースもある。物理的な空間がそれこそ場としてあるわけですよ。こういうところの利用を見ていると、やっぱりこれは一定の大きさ、一定の開架はまだまだ十分使われるんじゃないかと思うんですね。そこで紙の本を広げての読書というものの意義というのは、あと10年ぐらいは捨てられないということを考えると、特に学校での利用が象徴的なんですけれども、読書というものが電子書籍に徐々にだけれども、置きかわっていくものなのかどうかということなんです。どういうふうにとめられますか。

【栗原委員】 本校は読書活動優秀実践校ということで、非常に読書を進めていますし、量も多いです。さっきお話ししたICTと両方、今先生がおっしゃったとおり、別ものと思っと思っています。やはり辞書にしても、電子辞書ではなく紙の辞書にこだわって使っている授業もありますし、読書を、本を持って、絵本ではないですけども、やはり手にして読むということにこだわっています。

それと、電子書籍というものに対しては、生徒たちにも、1つしかなくてとても手にできないものを、電子化をされることによって、中身を見せることができる。資料的な要素、先ほどお話ししたように、非常に古いものでとても電子化しない限りは人様に見せられないという古いものを見ることができる価値。それをさらに授業で活用するとしたら、ICT機器を活用することによって、拡大して皆に見せることができるという、やはり使い方、そして情報提供の仕方だと思います。

読書というものに対して、先生がおっしゃったように、10年ぐらいたったら変わっちゃうかもしれないけれども、目の前にあるものの字を読むということ、あるいはそこから出てくる資料について考えると、そういうところに実際の本で、大規模書架というのはとてもすてきなところだと思うし、それは貴重だと思います。

私も多摩のマガジンバンクですか、拝見いたしましたけれども、やはり貴重で、ああいうふうに大きなところにたくさんの量があるというと、子供たちにとっても夢が膨らんで

くるし、興味関心というのは見えないところじゃなくて、目から入るといのは確かにありますので、捨てがたいと思っております。

【持田委員】 まさに過渡期の課題というか問題だと思うんですが、それこそペーパーでプリントアウトというか手書きも含めて、ないときは語り継がれてきたことを聞いてきたわけですよね、もう大分前の話ですけれども。語り継がれてきたことが情報だったわけですね。それが文字があり、ペーパーがあり、それが情報になり。そして、ここへきて電子化ということになっているわけなんです、今までは何十年というか何百年単位で変わってきたものが、今まさに春のものが秋、違うとか、そういう時代になっていて、早い話が、私たちがついていられないというのが1つあると思うんですね。

千野委員が先ほどおっしゃった電子機器の操作が40代で1つの線になると。例えば通知文がいろいろなところから来ますけれども、電子ベースで通知文が来るんですよ。私、最近なれましたけれども、当初はそれをプリントアウトしないと何か落ちつかない。つまり、電子情報とペーパーと両方ある時代なんですね。もう少し年代が下がりますと、そういう通知文も、子供もそうですけれども、携帯で手紙としてペーパーにしなくてもそれで満足といひましようか、落ちつくわけですね。

ですから、副議長がおっしゃった一覧性という図書館というのも、長い間の歴史の中で図書館のイメージ、ないしは一覧性のイメージ、そういうものが強くおありになって、時代の流れで大きな図書館がなくても、情報として1つの電子ベースの中に入っていれば、確かに小さいかもしれませんが、それはそれで、時代の流れで、文化といひましようか、文化は1つのなれみみたいなものですから、変わっていくのではないかと思ひますね。

ただ、私たちが積み上げてきた図書館やペーパー、プリントアウトされたものといひものは、やはり1000年を超える歴史があるわけですから、そうは変わらないと思ひます。ですから、しばらくは同時進行でいくのではないかなと思ひますね。

ただ、学校はすべて予算絡みになってきますと、世の中の流れは大変早いものですから、どうしても電子黒板を、何十万とするものを全学級にそろえるとか、電子教科書にしる、もしそれが全員分それをもってやるとなれば、相当の予算がかかるわけで、いつも私が思ひるのは、限られた予算、限られたスペース、限られたスタッフの中で可能な限りどこまでできるかと、こういう限界があるなと思ひます。

以上です。

【糸賀副議長】 ありがとうございます。過渡期と言われれば確かにそのとおりのんだ

とは思いますがね。

ただ、私自身はいろいろ携帯、読書端末でもイーイंकですか、あれは確かにすごく読みやすく、あれは確かに長時間の読書にも耐え得るような感じはしますね。あれで実際に小説を読むなんていうことは可能だろうと思いますね。そういう意味で、子供たちの読書の形態も徐々にではあっても変わっていくだろうとは思いますが。

ただ、それにしても、紙の本というのは、今後10年ぐらいは図書館の中では大事に活用ということも考えていかざるを得ないだろうと思います。

それから、いろいろな話が出てきていて、さっき小林委員が言われたこの場という使い方、実は私もさっき説明を聞いてすごく気にはなったんですね。かなりあいまいに使われていて、私は単純に、物理的な場、場所ですよ。物理的な場所、つまりそれは時間と空間を複数の人たちが共有できる空間という意味での場と、そうじゃなくて今度は概念的な空間。別にそれは時間、空間を共有しないと。単に言ってみれば、コミュニケーションをそこでお互いにできる。時間と空間は共有しないのに、お互いにコミュニケーションできるような場というのが混在していると思うんですね。さっきの読書の話とも重なるんですが、私は時間と空間を共有できる物理的な空間としての図書館、これがほんとうに物理的な公共空間ですよ。この意義はまだしばらくあるだろうと。だから、大規模開架のところではいろいろな人が本を広げたり、いろいろな使い方をしている。自分自身もその一員として存在しているという。

だから、よく高校生が、周りで一生懸命勉強していると、図書館に行って勉強できるのは、周りも一生懸命勉強しているからだ。自分の部屋でやっているとなかなかできないんだけど、周りにそういう人たちが見えている状況のよさというのを言うわけですね。それは多分社会人になっても、この前、夜、8時過ぎに渋谷区の中央図書館へ行ったら、あそこで確かに仕事帰りの人たちがものすごく自分の仕事というか自分の勉強をしているわけですよ。ああいうところで自分も頑張らなければいけないという思いをする方は多分いらっしゃるんだと思いますね。それが共有できるということのよさというのも、図書館のよさとしてはあるだろうと思います。いずれにしても、場という言葉の使い方を考えたほうがいいとは思いますがね。

それから、さっき千野委員も言われたように、プロをボランティアとして活用する、あるいは民間の情報提供しているサービスとうまく連携をしていく。さらには、さっきJSTのことを田中さん言われたんですけども、これはJSTだとか、今日、米澤委員が欠

席ですけれども、N I I、そしてNDL、国会図書館、そういうところとの連携は、お互いに公共機関なわけですから、そういうところとの歩調を合わせるということは、十分可能性としてあるんですね。

それが今盛んに言われていて、私は政府が使うもので、かなり手あかにまみれているし、あまり使いたくないんだけど、例の新しい公共という概念なんですよ。うまくNP Oだとか利用者、ボランティア団体の力も使いつつ、官と民が連携した新しい公共ですよ。そういう道は確かに考えていかなければいけないと思います。全部を官というか東京都でやる必要はないわけなので、そういう視点は必要だろうと思います。その中で、最初に私が言ったような、どういうふうにして東京都としての公共性を担保するのかだと思いますね。

そう考えていくと、さっき一時話題になった失敗を恐れずにやっていくということのよさと危うさというのはあると思うんですね。つまり、大胆にはやりたいんですが、コンプライアンスというか、そこは守らなければいけないという。それだけに、民間とは違って、新しいことを踏み出しにくい。さっきも岡本さんは、都立図書館のようなところは、あまりいじられる可能性はないと言われましたが、私はそうかなと。都立図書館に対していろいろと批判だとか苦情というのは、可能性としてはあるんですね。それを恐れていると新しいことができないから、どんどん積極的にやっていくべきだというご意見もよくわかるんですね。でも、この中間まとめの案がそうで、結局、しょせん、これは役所の文章なんです。だから、満遍なくやっていって、当たりさわりのない表現で固めていくという、その限界というのは、私、作業しててすごく感じます。

だから、コンプライアンスはどうしても守らざるを得ない。岡崎市のような大失敗は東京都としてはできない。でも、その中で冒険をどこまでできるのかという、最大限冒険はしてみたいと思います。それがほんとうに役所の文章の中でどこまでできるか。少なくとも、でき上がる報告書ですか、これはさっき出たように、携帯読書端末でも読める形で普及させる必要があるだろうと。単にPDFだけじゃなくて、そういうフォーマットで、それこそスマートフォンでもちゃんと見れるという携帯の報告書にこれは最終的には持っていきたいとは感じました。

皆さんのいろいろな意見を聞いてて私が感じたことは、差し当たりそういうことです。今後、作業部会、やっていく中で今日の意見をなるべく反映させていきたいと思います。ありがとうございました。

【中島議長】 あと報告書、今おっしゃったように携帯で見れるようにという話がありました。そのとおりだと思います。

マスコミ向けに出すとすれば、小林委員が言われたように、ポイントを絞って1枚ぐらいにまとめたのを出すとすごくわかりやすい。

【糸賀副議長】 その点、言い忘れましたが、たしかこの会議で、こういうことができるんだという具体的なものを出したほうがいいという指摘がどなたかからあったと思うんですよ。それは、今回そういう書きぶりにはなっていないですね。電子書籍だとかデジタル化を進めたときに、都立図書館でこんなこともできる、あんなこともできるというのをあまりたくさん挙げずに、焦点を絞って示していくと。そのためにどういうことを、人材育成のことだとか、予算のことだとかを書き込んでいくという、そういうスタイルはぜひ考えたほうがいいと思います。そうしないと、確かに焦点がぼやけてしまって、網羅的、総花的になってしまうんだと思います。その辺も意識して作業部会でやっていきたいと思っています。

【中島議長】 お願いします。

そろそろ時間になりましたが、よろしゅうございますか。

それでは、時間が参りましたので、議事はこれで終了させたいと思います。

作業部会の委員の皆様、ご負担をおかけいたしますが、今回いただいたさまざまな意見を踏まえまして、提言案の作成をお願いしたいと思います。

次回は、今回のこの提言につきましては、協議会として最後の会となりますので、提言を行うということになりますが、最終案につきましては、事前に各委員が確認できるよう、事務局から事前に送付をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

以上で私のほう、終わりますので、事務局へお返しします。

【倉富企画経営課長】 中島議長をはじめ委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。

次回の定例会の日程でございますが、来年の3月を予定しております。皆様に後日、日程調整のご連絡をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

また、作業部会の委員の皆様におかれましては、来年1月末から2月の初めくらいだと思いますけれども、野末委員がこちらに戻られてから開催をしたいと思っております。そのため、それまでのスケジュールについては、後ほどご相談させていただければと思っております。

最終案につきましては、3月に入ってからと思いますが、事前にご送付させていただきますので、よろしくお願いたします。

そのほか何かございますでしょうか。

1点だけ、今のこちらの同じフロアで、電子書籍の関係の体験イベントの企画展をやっておりますけれども、ご案内させていただきたいと思うんですけれども、もしよろしければお残りいただければと思います。

また、作業部員の皆様、もしお時間よければ、少しお時間をちょうだいしたいなと思っておりますので、お集まりいただければと思います。

【糸賀副議長】 1ついいですか。例の今年度の補正予算は、何か図書館としてお使いになるんですか。盛んに今言われているように、地域活性化交付金で、これは図書館でも使ってもらいたいというのが片山総務大臣の強い意向ですね。先週も石川県立図書館あたりでもそれを活用したことを考えていらっしゃるし、既に幾つかの市町村ではこの補正予算で充てられた地域活性化交付金の図書館での使い道を考えているところがあるんですが、都立図書館としてはいかがなんでしょうか。

【倉富企画経営課長】 東京都の場合ですと、関係の部署からの連絡を待つということになりますが、今のところ連絡はきていない状況です。今年度の予算の執行状況を見ながらということもありますので、今のところは計画はしていません。

【糸賀副議長】 片山総務大臣の意向としては、従来、光の当てられなかったところに光を当てるんだということで、自殺予防だとか、あるいはDV対策と挙げられていましたよね。先ほどあったように、今就職活動がなかなか思うように進まなくて、就職内定率が50何%ということが報道されていますよね。そういう人たち向けに何か雇用を促進するというんですか、そういうことで図書館が取り組むのにもいいと思うんですよね。せっかくそういう趣旨で設けられたというかとられた補正予算ですから、ぜひ都立図書館でも活用されることをお考えいただきたいと思います。

【倉富企画経営課長】 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後0時5分閉会